

(防火対象物の使用開始の届出等)

第 44 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の 7 日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

【予防規則】

(防火対象物の使用の届出)

第 12 条 条例第 44 条の規定による届出は、防火対象物使用開始・変更届出書（様式第 7 号）を所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、政令別表第 1 各項（(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、当該用途として使用しようとする者に、使用開始の届出の提出を義務付けたものである。

また、届け出た内容を変更する場合（増築、用途変更、テナントの入れ替え、店内の内装や間仕切り変更、収容人員の変更）にあっても、同様の趣旨で、届出を義務付けたものである。

- 2 本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防職員が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防法をはじめ、建築基準法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分について速やかに是正措置を命じるための契機としようとするものである。その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である。（使用開始後においては、違反部分が存する場合、改造のために営業停止等を行わなければならない、関係者自身不利益である。）この時期を的確に把握することが本条の届出の第 1 の目的である。

- 3 次に、建築物（防火対象物）の防火上の安全性を図ることを目途に法第 7 条第 1 項で、消防同意が規定されている。しかし、この消防同意は、建築物（防火対象物）の計画段階で防火上の観点から審査し、火災予防行政の完璧を図らんとするものであるもので、同意後又は同意なしで建築された建築物（防火対象物）について、消防機関が防火の専門家としての立場からチェックを行うことにより、欠陥のないより安全な建築物（防火対象物）を確保する必要がある。

したがって、建築された建築物（防火対象物）についての資料提出の必要性が存在する。本条の届出書に建築物（防火対象物）の配置図、各階平面図等を添付させることにより、この目的を達することができる。

- 4 届出の期限は使用開始日の 7 日前であり、それ以前の届出を強制することはできないが、配置等が具体化した時期に提出させること。
- 5 本条の届出は、同一敷地内の防火対象物（棟）について一括して行うのが消防機関の事務処理上も、また、届出者の便宜上も適当である。